

青森労働局発表
平成23年4月7日

報道機関用提出資料	
担当	青森労働局雇用均等室 室長 本間 玲子 室長補佐 山村 千華 青森市新町2丁目4番25号(青森合同庁舎) 電話 017-734-4211(直通)

平成23年東日本大震災に伴う 雇用均等特別相談窓口 の設置について

—妊娠中の方、育児中の方、パートで働く方などの労働相談をお受けします—

平成23年3月11日に発生した東日本大震災後、労働者からの解雇等に係る青森労働局窓口への相談が多数寄せられおり、今後、産前産後休業及び育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いや、性別を理由とする解雇その他差別的取扱いに係る相談、母性健康管理に係る相談等の増加も懸念されます。

そのため、当局雇用均等室では、「雇用均等特別相談窓口」を開設し、労働者等からの相談に対応いたします。

記

1 相談窓口

青森労働局雇用均等室 TEL 017-734-4211
青森市新町2-4-25 青森合同庁舎6階
受付時間 月～金 8:30～17:15

※上記以外の時間は、下記で相談をお受けします。

仕事応援ダイヤル TEL 0120-07-4864 (携帯電話からは不可)
0570-07-4864 (携帯電話用有料)
受付時間 月～金 17:00～20:00
土 10:00～18:00

2 相談例

- つわりがひどく、休業したいが、仕事が忙しく休めない。
- もうすぐ産休が終わるが、パートなので復職できるか心配。
- 現在育児休業中だが、仕事が少ないため、休業期間を延長するよう言われた。

など

<添付資料> 雇用均等特別相談窓口チラシ

平成 23 年東日本大震災に伴う

雇用均等特別相談窓口開設

妊産婦の方、育児中の方、パートで働く方などの
労働相談をお受けします

- つわりがひどく、休業したいのですが、仕事が忙しいので休めません。
- もうすぐ産休が終わりますが、パートなので職場に戻れるか心配です。
- 現在育児休業中ですが、会社から震災の影響で仕事も少なくなったので、育児休業期間を延長してほしいと言われました。
- 子どもの通院に付き添いたいのですが、会社を休んでもよいでしょうか。
- 震災の被害による業務縮小に伴い、女性（男性）だけが解雇されました。

上記のようなご相談は

青森労働局雇用均等室

TEL 017-734-4211

青森市新町2-4-25 青森合同庁舎6階

◎相談受付時間 月～金 8:30～17:15

上記以外の時間は、下記で相談をお受けします。

仕事応援ダイヤル

0120-07-4864 (携帯電話からの利用不可)

0570-07-4864 (携帯電話用有料)

◎相談受付時間 月～金 17:00～20:00
土 10:00～18:00

いずれも相談は無料です。

青森労働局雇用均等室は、厚生労働省の出先機関で、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する業務を行っています。